

## 足立区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する第14条第1項及び第58条の8第1項の規定に基づき実施する、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の1第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に対して行う指導及び監査（以下「指導等」という。）における基本的事項を定めるものとする。

### (指導等の目的)

第2条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までの規定の内容を遵守させ、施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）の健全な発達に資することを目的とする。

### (実施方針)

第3条 指導の実施に当たっては、年間計画や実施スケジュールを策定し効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導等の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法等を明確化し、公表すべき事項を含め実施するものとする。

### (指導等の対象)

第4条 指導等の対象は、特定子ども・子育て支援施設等のうち、次に掲げる特定子ども・子育て支援施設等とする。

- (1) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第5項に規定する保育所等及び法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。）
- (2) 幼稚園（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。）
- (3) 特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する幼稚部に限る。）
- (4) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
  - ア 認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの
  - イ 認定こども園法第3条第11項の規定による公示がされたもの
  - ウ 法第59条の2第1項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- (5) 預かり保育事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・

保育をいう。)であって、次のア又はイに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれア又はイに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該ア又はイに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

ア 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

イ 認定こども園（保育所等であるものに限る。）アに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

(6) 一時預かり事業

(7) 病児保育事業（当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすものをいう。）

(8) 子育て援助活動支援事業（児童福祉法第6条の3第14項第1号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

(指導等の基準)

第5条 指導等を適切に実施するため、検査項目、関係法令、評価事項等を集約した基準（以下「検査基準」という。）及び検査基準における評価区分は別に定める。

(指導等の形態)

第6条 指導等は、次の各号に定める形態により実施する。

(1) 集団指導 運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(2) 実地指導 特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行い、必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第7条 指導対象の選定は、次の各号により実施する。

(1) 集団指導は、制度改正、過去の指導事例等に基づき指導が必要と認められる場合には、当該指導の内容に応じて、当該指導の対象となる特定子ども・子育て支援提供者を選定し実施する。

(2) 実地指導は、次のとおりとする。

ア 区の区域の全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行う

イ 対象施設等の選定は、集団指導の実施状況、東京都（以下「都」という。）が行う立入調査等に関する事務の状況等を勘案し行う

ウ 運営基準等の遵守状況や前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求められたが未実施であること等により、指導が必要と認められた場合

エ その他、特に区が実地指導の必要が認められると認められる特定子ども・子育て

て支援施設等

(集団指導の方法等)

第8条 集団指導においては、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、対象施設を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所、指導内容等を通知する。

- 2 教育委員会は、特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。この場合において、欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報の提供に努めるものとする。

(実地指導の方法等)

第9条 実地指導においては、教育委員会は、対象施設を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に実地指導の日時、場所、指導内容等を通知する。

- 2 実地指導は、都の立入検査等に併せて実施するように努めるものとする。
- 3 実地指導の体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とし、幼児教育・保育の無償化並びに会計に係る知識及び経験を有する者を含む職員2名以上で構成する。
- 4 実地指導の検査員は、検査基準に基づき、分担して検査を実施する。この場合において、当該検査の検査委員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。
- 5 実地指導は、概ね半日程度を目途に実施し、当該実地指導の終了時に検査員相互で調整を行った上で、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等提供者、面談に応じた担当者等に対し、当該実地指導の結果の講評を行うものとする。

6 教育委員会は、実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において、運営基準に定める基準に係る著しい違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等又は施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 前3号のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

7 教育委員会は、実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都に情報提供を行うほか、必要な措置を行うものとする。

(実地指導結果の通知)

第10条 教育委員会は、実地指導を行ったときは、次の各号に掲げる実地指導の結果に応じ、当該各号に定める事項を当該特定子ども・子育て支援施設等提供者に対し文書で通知するものとする。

- (1) 検査基準に適合 検査基準に適合している旨及び引き続き適正な運営と施設等利用費の支給事務の適正性を確保するために必要な助言等
- (2) 検査基準に不適合 当該不適合事項及びその改善期限並びに改善報告書を教育委員会へ提出する旨及びその提出期限

2 前項第2号の規定により改善報告書の提出を求めるときは、当該改善報告書と併せて、実施指導の対象特定子ども・子育て支援施設等提供者における改善措置の検討状況及び改善状況を確認できる資料又は改善計画書の提出を求めるものとする。

(監査の実施)

第11条 教育委員会は、第9条第6項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、特に必要があると認めるときは監査を実施する。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において、運営基準に定める基準に係る著しい違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等又は施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 前3号のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査実施の通知)

第12条 教育委員会は、前条の規定により監査を行うことを決定したときは、当該特定子ども・子育て支援施設等提供者に対し、事前に書面により、根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を通知するものとする。ただし、第9条第6項の規定により実地指導中に監査への変更を行った場合その他これにより難しい場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、監査の結果、法第58条の9第1項に規定する勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合又は改善を要すると認められる事項が無い場合は、当該特定子ども・子育て支援施設等提供者に対し文書によりその旨を通知する。

3 前項の規定により改善事項について通知をした場合は、当該通知から60日以内に文書により改善報告をを求めるものとする。ただし、教育委員会は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

(勧告)

第13条 教育委員会は、法第58条の9第1項に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告するものとする。

- (1) 幼稚園又は特別支援学校提供者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (2) 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営

に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(3) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

- 2 前項の規定による勧告は、原則として文書により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に文書により改善報告書を提出させる。ただし、教育委員会は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。
- 3 教育委員会は、特定子ども・子育て支援提供者が前項で規定する期限内に報告を行わなかった場合は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。
- 4 教育委員会は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。
- 5 前項の命令は、原則として文書により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に文書により改善報告書を提出させる。ただし、教育委員会は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。
- 6 教育委員会は、前項の規定により命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った東京都知事に通知する。
- 7 教育委員会は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の規定による確認を取り消し、又は期間を定めて当該確認の全部もしくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。
- 8 教育委員会は、確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第1項第3号の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示するものとする。
- 9 教育委員会は、監査の結果、特定子ども・子育て支援提供者に対して、第4項の規定による命令又は確認の取消し等の処分を行う場合には、当該特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

（他自治体との情報共有）

第14条 教育委員会は、他の区市町村が法第30条の11第1項の規定により確認する特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を足立区が支給している場合であって、当該特定子ども・子育て支援施設等において第12条各号に該当する情報があり、違反疑義等の確認について特に必要があると認めるときは、当該他の区市町村に対し、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請するものとする。

- 2 教育委員会は、法第30条の11第1項の規定により確認する特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を他の区市町村が支給している場合であって、当該他

の区市町村から要請を受けて監査等を実施したときは、監査結果、改善報告書等を、当該他の区市町村及び当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を支給している区市町村に対し、情報提供を行うものとする。

- 3 教育委員会は、都に対し、監査結果、改善報告書の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うものとする。

付 則（2足教子指発第1564号 令和3年3月25日 教育長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。